

吉田町国土強靱化地域計画

令和4年3月

静岡県吉田町

〈目 次〉

| | |
|---------------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定趣旨、位置づけ | 1 |
| 1-1 計画の策定趣旨 | 1 |
| 1-2 吉田町を強靱化する意義 | 1 |
| 1-3 計画の位置づけ等 | 1 |
| (1) 計画の位置づけ | 1 |
| (2) 対象とする区域 | 2 |
| 1-4 想定するリスク | 2 |
| 第2章 吉田町の地域特性等 | 3 |
| 2-1 吉田町ので地域特性 | 3 |
| (1) 位置 | 3 |
| (2) 気候・降水量 | 3 |
| (3) 地理的条件 | 4 |
| (4) 人口動向 | 5 |
| (5) 産業特性 | 6 |
| (6) 都市の状況 | 7 |
| 2-2 吉田町に影響を及ぼす大規模自然災害 | 10 |
| (1) 過去の主な災害 | 10 |
| (2) 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1、レベル2の地震・津波 | 12 |
| (3) 津波浸水想定 | 17 |
| (4) 洪水浸水想定 | 20 |
| (5) 土砂災害 | 21 |
| 第3章 吉田町国土強靱化の基本的な考え方 | 22 |
| 3-1 吉田町国土強靱化の基本目標 | 22 |
| 3-2 吉田町国土強靱化を進める上での留意事項 | 22 |
| 第4章 吉田町の脆弱性評価と強靱化の推進方針 | 23 |
| 4-1 脆弱性の評価 | 23 |
| (1) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） | 23 |
| ア 事前に備えるべき目標 | 23 |
| イ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） | 24 |
| (2) 施策分野の設定 | 25 |
| (3) 脆弱性評価結果 | 26 |

| | |
|---------------------|----|
| 4-2 推進すべき施策の方針 | 50 |
| (1) リスクシナリオごとの施策の方針 | 50 |
| 第5章 計画推進の方策 | 70 |
| 5-1 地域計画の進捗管理 | 70 |
| (1) 計画の進捗管理 | 70 |
| (2) 計画の見直し | 70 |
| 関連する取組の一覧表 | 71 |
| 用語説明 | 78 |

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ

1-1 計画の策定趣旨

2013年(平成25年)12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下「基本法」という。)」が公布・施行され、2014年(平成26年)6月には基本法に基づき、国土強靱化に関する国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画(以下「基本計画」という。)」が策定された。

吉田町国土強靱化地域計画(以下「本計画」という。)は、現在進めている防災・減災対策の取組を念頭においた上で、今後の本町の強靱化に関する施策を国土強靱化基本計画や静岡県国土強靱化地域計画との調和を図りながら、国、県、近隣自治体、地域、民間事業者などの関係者相互の連携・協力のもと、総合的、計画的に推進するための指針として策定するものである。

1-2 吉田町を強靱化する意義

吉田町を強靱化する意義は、本町の地域特性や想定される被害を考慮した上で、以下のとおりとする。

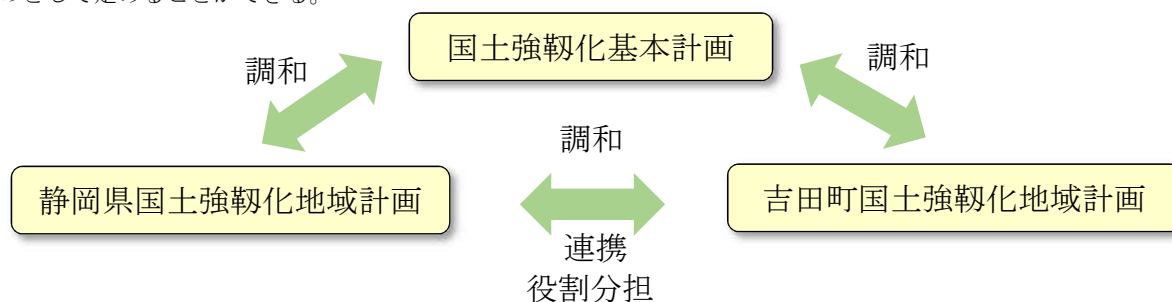
大規模自然災害等が発生した場合にも、町民の生命・財産を守るとともに、迅速な復旧・復興を果たし、町民生活や地域の産業・経済活動を維持すること

1-3 計画の位置づけ等

(1) 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条^{*}に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、本町が直面する様々な大規模自然災害等のリスクの影響の大きさや緊急度等を踏まえ、施策の具体的な実施内容や目標等について定め、基本計画と静岡県国土強靱化地域計画との調和及び連携・役割分担を図る。

^{*}基本法第13条：都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画(「国土強靱化地域計画」という。)を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。



また、本計画は「吉田町第5次総合計画（2020年(令和2年)3月)」との整合・調和を図るとともに、国土強靱化の観点から、「吉田町地域防災計画（2021年(令和3年)3月)」、「吉田町耐震改修促進計画（2021年(令和3年)3月)」など、本町における様々な分野の計画等の指針となる性格を有するものである。

(2) 対象とする区域

計画の対象区域は本町域を基本とし、本町が主体となる取組を中心に扱うこととする。ただし、大規模自然災害等による広域的な被災を念頭に置き、地域の強靱化に必要となる国や県、民間事業者等との連携や役割分担を考慮する。

1-4 想定するリスク

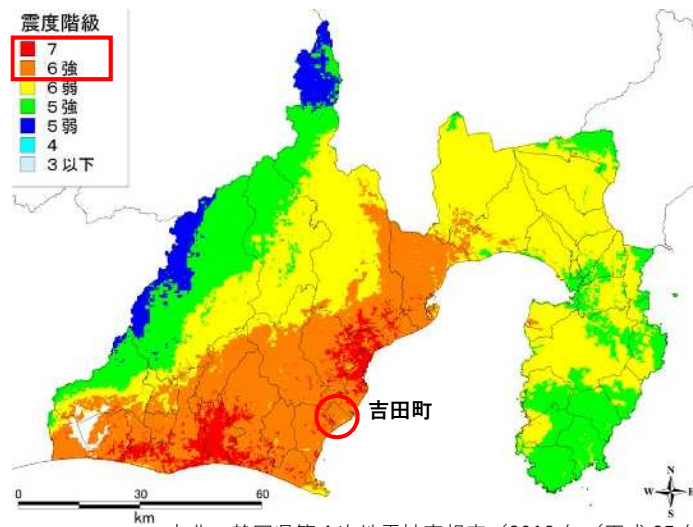
本町に被害が生じる地震・津波、風水害、高潮・高波、土砂災害等の大規模自然災害を基本とする。

■吉田町で想定するリスク

○地震

- ・南海トラフ巨大地震で想定される吉田町の最大震度は6強～7

震度階級



出典：静岡県第4次地震被害想定（2013年（平成25年））

○地震・津波

- ・駿河湾トラフ、南海トラフによる巨大地震と起因する津波

○風水害

- ・一級河川大井川、低標高地域、崖崩れ危険地域、中小河川

○高潮・高波

- ・駿河湾に面する約5kmの海岸地区

○土砂災害

- ・急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域

静岡県で想定されるリスク (静岡県国土強靱化地域計画)

- 南海トラフ巨大地震
- 富士山噴火
- 風水害・高潮
- 土砂災害
- 伊豆東部火山群噴火

第2章 吉田町の地域特性等

2-1 吉田町の地域特性

(1) 位置

本町は、静岡県の中中部地域の南部に位置し、北は島田市、焼津市、西は牧之原市、東は駿河湾に隣接している。

(2) 気候・降水量

本町の気候は、年平均気温は約17℃で、県内でも気温の高い地域にある。

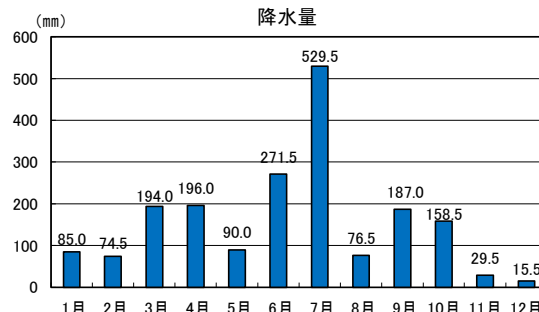
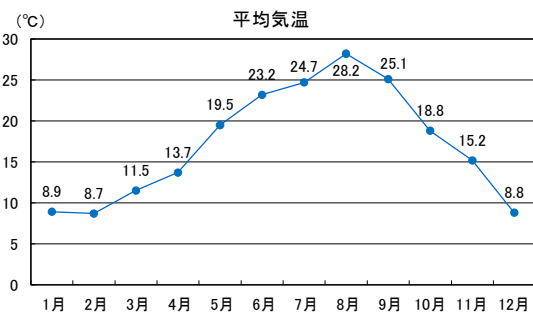
日照時間も比較的長く、海陸風の循環によって年間を通してしのぎやすく、年平均風速は4.1m/sである。

年平均降水量は約1,900mmと県内のほぼ平均で、梅雨期や台風期に限らず局地的大雨が観測される傾向にある。(地域防災計画等より)

■吉田町の広域的位置づけ

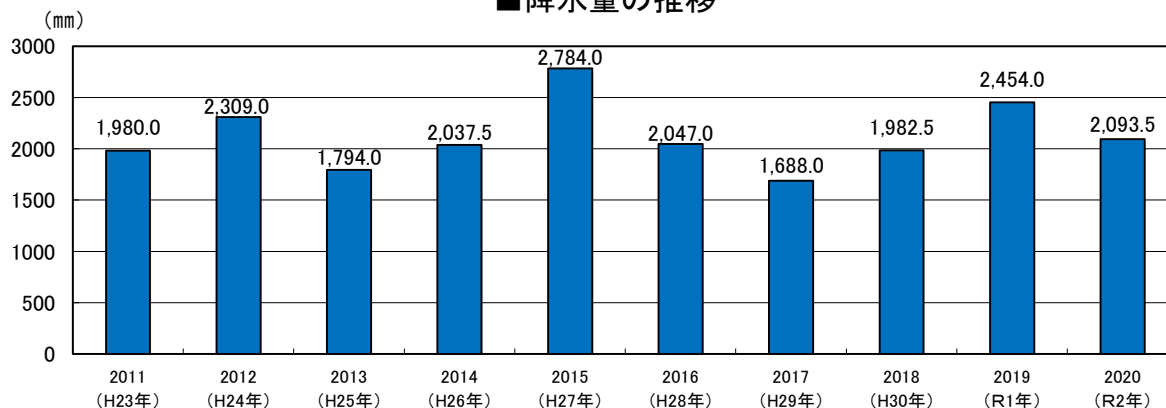


■月別平均気温、降水量（月別）



資料：静岡市吉田消防署 2020年（令和2年）

■降水量の推移



資料：気象庁（御前崎）

(3) 地理的条件

ア 概要

本町は、静岡市から約 25km、浜松市から約 50km、一級河川大井川河口西岸に位置している。面積は 20.73 km²で、町域の北部に東名高速道路が東西方向に横断し、吉田インターチェンジが設置されており、東京まで 3 時間以内、静岡市まで 1 時間以内の距離にある。

イ 地形・地質

本町は、大井川沿いの扇状地と坂口谷川の沖積平野で構成される標高 20m 未満の平坦地が約 9 割を占め、駿河湾沿いの砂州・浜堤列上には、既存の市街地が形成されている。

また、本町の地質は大井川の沖積によってできた三角州、いわゆる扇状地であるため砂層礫層、粘土層などからなっており、一部崖崩れ危険地域があるが、町全体としては、ほぼ平坦地といえる。なお、坂口谷川沿いは、砂堆により閉塞された泥層の低地となっているが、牧之原台地の高位段丘礫層が相良層群をおおい、坂部原礫層とよばれ浸食は進んでいるものの、堆積面は保存されている。(地域防災計画等より)

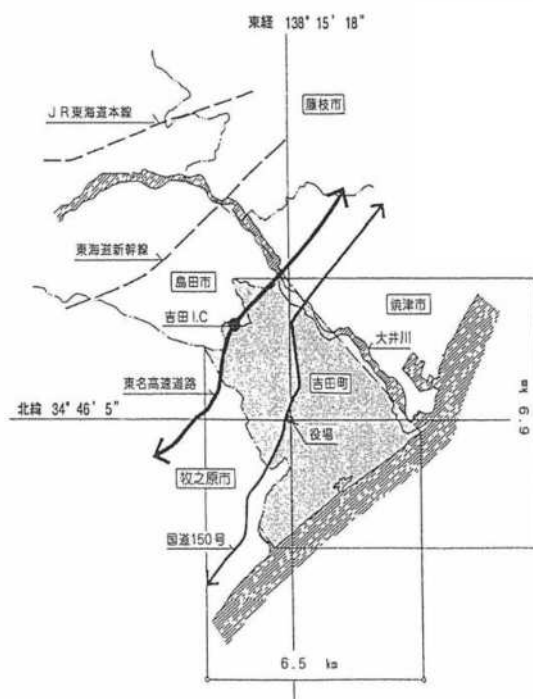
ウ 河川・海岸

町内には、一級河川「大井川」、二級河川「湯日川」と「坂口谷川」があり、二級河川の支川では降雨時に排水不良の箇所があり、浸水の危険性もある。

海岸には吉田漁港があり、平成 17 年度から平成 21 年度にかけて津波対策の一環として津波・高潮防災ステーションを整備し、陸閘の自動化・遠隔操作化を実現した。(地域防災計画等より)

海岸線には、海岸堤防が国により整備されている。平成 28 年から令和 3 年にかけて川尻海岸においてレベル 2 津波を海岸線において阻止する防潮堤が国・町において整備され、住吉海岸では令和 3 年から国が海岸堤防の天端を補強する工事が始まっている。

■ 地形概要図



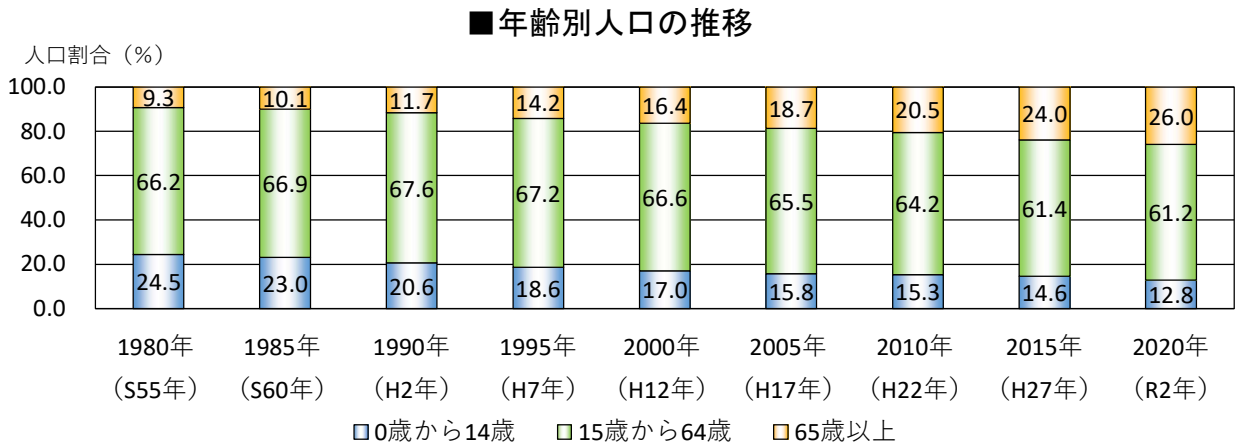
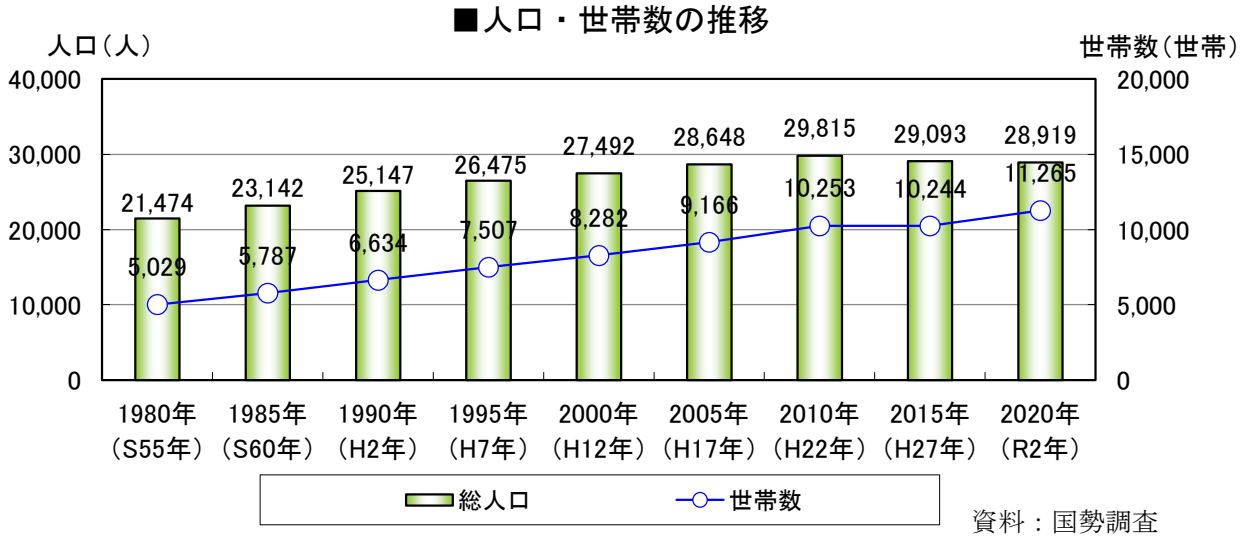
■ 川尻防潮堤



(4) 人口動向

本町の人口は、1980年(昭和55年)が21,474人(5,029世帯)、2020年(令和2年)が28,919人(11,265世帯)で、この40年間で7,445人(6,236世帯)の増加となっている。

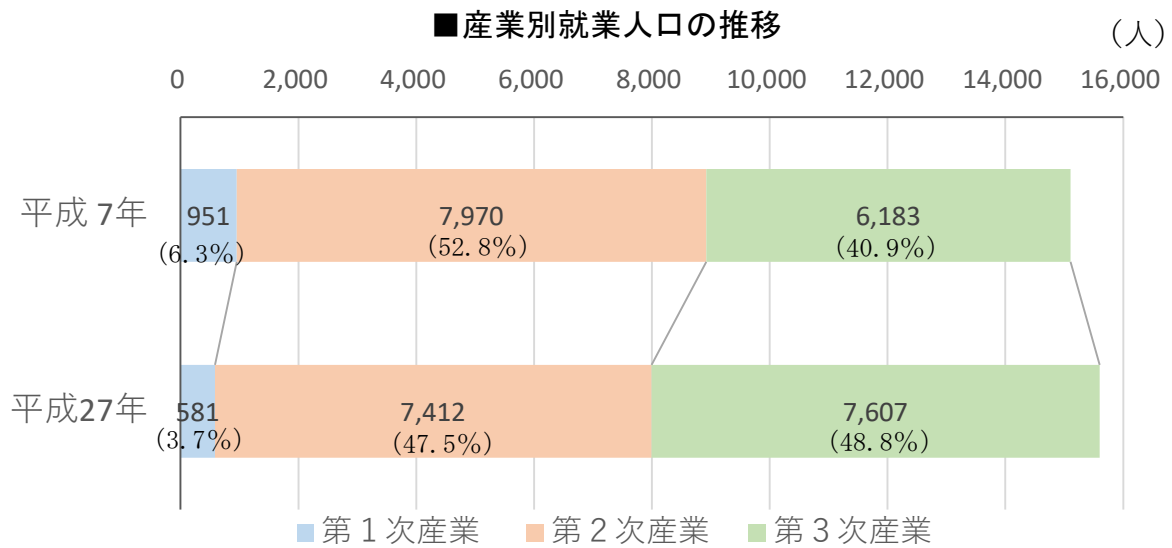
65歳以上人口は、1980年(昭和55年)の9.3%から2020年(令和2年)には26.0%に増加している。 ※2020年(令和2年)の65歳以上人口：全国(28.6%)、静岡県(30.2%)



(5) 産業特性

本町の産業別就業人口の構成比は、1995年（平成7年）には第一次産業6.3%、第二次産業52.8%、第三次産業40.9%であったが、2015年（平成27年）には、第一次産業3.7%、第二次産業47.5%、第三次産業48.8%となり、サービス業を中心とする第三次産業への転換が全体的な傾向となっている。

第一次産業では農業従事者が減少し、第二次産業では製造業、建設業が減少している。第三次産業について、運輸・通信業、サービス業、不動産業が増加する中、卸売業・小売業、金融・保険業が減少している。



| | 平成7年 | 平成27年 |
|---------------|---------------|---------------|
| 総数 | 15,112 | 15,932 |
| 第1次産業 | 951 | 581 |
| 農業 | 620 | 402 |
| 林業 | - | 2 |
| 漁業・水産業・養殖業 | 331 | 177 |
| 第2次産業 | 7,970 | 7,412 |
| 鉱業 | 31 | 6 |
| 建設業 | 1,234 | 1,135 |
| 製造業 | 6,705 | 6,271 |
| 第3次産業 | 6,183 | 7,607 |
| 電気・ガス・水道・熱供給業 | 54 | 55 |
| 運輸・通信業 | 963 | 1,248 |
| 卸売業・小売業 | 2,397 | 1,891 |
| 金融・保険業 | 226 | 178 |
| 不動産業 | 57 | 151 |
| サービス業 | 2,254 | 3,785 |
| 公務 | 232 | 299 |
| 分類不能の産業 | 8 | 332 |

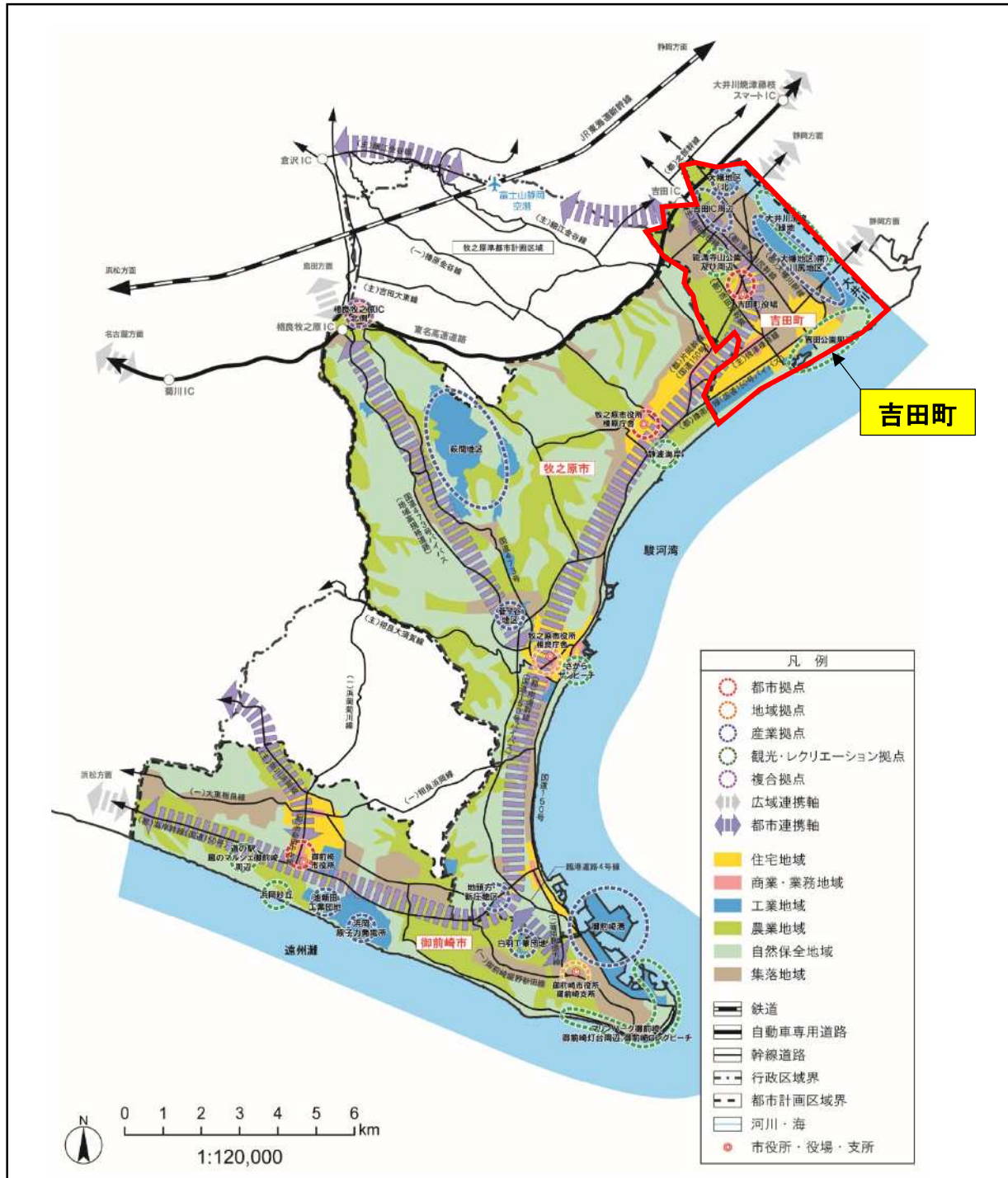
資料：国勢調査

(6) 都市の状況

ア 将来都市構造

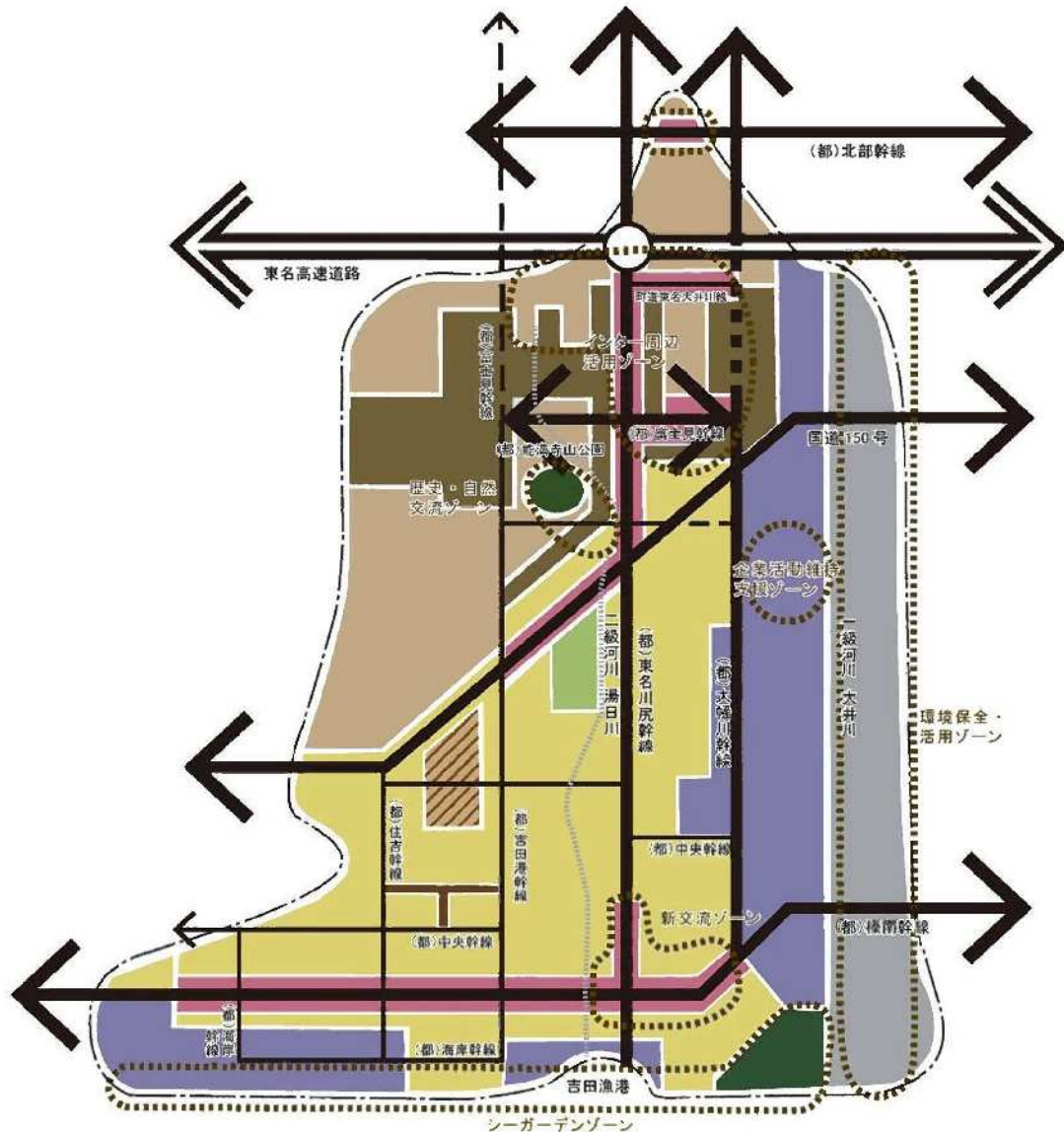
本町は、静岡県都市計画区域マスタープランにおいて、吉田インターチェンジ周辺や吉田町川尻地区の計画的な市街地整備、吉田町の住吉・片岡地区の吉田田んぼ及び区域内における一団の水田等の農用地区域の適切な保全などが位置づけられている。

■ 榛南・南遠広域都市計画区域の将来都市構造図



また、吉田町都市計画マスタープランでは、「津波防災まちづくり」と「シーガーデンシティ構想」の推進のほか、富士山静岡空港や幹線道路などの基盤整備による地域の活性化、用途地域内における秩序あるまちづくり、水と緑等による生活環境の保全などが位置づけられている。

■ 吉田町都市計画マスタープランの将来都市像



| | | | | | |
|--|--------|--|------------|--|----------|
| | 一般住宅地 | | 工業系地域 | | 東名自動車道 |
| | 低層住宅地 | | 公園・緑地 | | 都市軸 |
| | 既存集落 | | 農地 | | 点線部分は未整備 |
| | 商業・業務地 | | 河川 | | ゾーン |
| | 沿道利用地 | | 都市的土地利用検討地 | | |

イ 地域交通

町における公共交通体系としては、現在、町内4路線のバスが通っているが、利用の少ない3路線については、近隣市とともに支援を行って路線を維持している状況である。

■公共交通機関利用者（人）

| | 平成30年度 (2018年度) | 令和元年度 (2019年度) | 令和2年度 (2020年度) |
|------------|--------------------|-------------------|-------------------|
| 町内バス停の乗降者数 | 451,672 | 437,977 | 326,701 |

資料：吉田町（第5次吉田町総合計画等）



「公共交通機関」バス

ウ 交通事故

本町の人身事故件数は減少傾向にあるが、令和2年中の県下の自転車事故は出会い頭事故が6割以上、その中でも一時不停止が原因となる事故が約4割を占めている。

■町内交通事故発生状況

| | | 平成28年 (2016年) | 平成29年 (2017年) | 平成30年 (2018年) | 令和元年 (2019年) | 令和2年 (2020年) |
|-----------|-------|------------------|------------------|------------------|-----------------|-----------------|
| 人身事故件数（件） | | 210 | 191 | 174 | 156 | 105 |
| 死傷者 | 死者（人） | 1 | 0 | 0 | 2 | 2 |
| | 傷者（人） | 289 | 255 | 227 | 206 | 141 |

資料：令和3年度吉田町統計要覧



警察署や交通安全協会などとの連携による交通安全啓発活動

2-2 吉田町に影響を及ぼす大規模自然災害

(1) 過去の主な災害

ア 地震災害

| 年次 | 名称 | 震度 | 県内の主な被害 | |
|----------------------|--------|------|--|---|
| | | | 西部（遠江） | 中部（駿河） |
| 1930年 昭和5年11月26日 | 北伊豆地震 | M7.3 | | 清水港・三保港の岸壁崩壊。 |
| 1935年 昭和10年7月11日 | 静岡地震 | M6.3 | | 静岡市・有度山周辺に被害集中。家屋全壊率10%以上は、高松・西大谷・東大谷・池田・国吉田 被害計、死9、傷299、住家全壊237、半壊1,412、清水港の岸壁、倉庫大破。 |
| 1944年 昭和19年12月7日 | 東海沖地震 | M7.9 | 遠州灘で津波の高さ1~2m。太田川流域の住家被害率が高く南御厨村で101%、今井村で97%。 | 県下全体で、死255、傷704、住家全壊5,828、半壊7,815。 静岡市付近に被害率の高い所あり。 |
| 1946年 昭和21年12月21日 | 南海沖地震 | M8.0 | 津波の高さ、舞阪0.8m、御前崎2m。 | 県下で傷2、住家半壊1、家屋浸水296、船舶損失105。 |
| 1960年 昭和35年5月23日 | チリ地震津波 | M8.5 | 舞阪で波高1.1m。 | 県下で床上浸水1、床下浸水234、非住家被害13、ろ・かい船被害1、清水で波高1.3m。 |
| 1965年 昭和40年4月20日 | 静岡地震 | M6.1 | | 清水市北部の平野で被害大。 壁の破損・瓦落下土台の破損・柱の移動等があった。 全体で死2、傷4、住家一部破損9。 |
| 2009年 平成21年8月11日 | 駿河湾地震 | M6.5 | 掛川市及び牧之原市を中心に断水約7万戸、停電約9,500戸。 | 静岡市及び牧之原市を中心に、県下で死者1、負傷者311、家屋半壊6、一部損壊8,666、火災3、ブロック塀207ヶ所。東名高速上り牧之原IC付近で盛土崩壊。 |
| 2011年 平成23年8月1日 | 駿河湾地震 | M6.2 | 軽症2人、住宅一部損壊14件 | 重症1人、軽症9人、住宅一部損壊2件、島田市で12,000世帯で水道が白濁 |

資料：吉田町地域防災計画（2021年（令和3年）3月）

イ 津波

| 地震名 | 発生年月日 | 津波状況 |
|---------------|-----------------------|--|
| 関東大地震 | 大正12年9月1日 11時58分 | <ul style="list-style-type: none"> 伊豆地方で地震後5分～10分ぐらいして前後2回押しよせた。波高は熱海で当時の海面より6.5m、網代2.7m、伊東4.3m、多賀5.6m、柿崎4.6m、外浦4.1m、稲取3.6mを記録した。 このため、伊豆東海岸では一瞬にして多数の家屋が流失し、水死者が続出した。 |
| 三陸沖強震 | 昭和8年3月3日 02時31分 | <ul style="list-style-type: none"> 東北地方の海岸では最高24mの津波が記録されたが、県下では清水で地震発生から88分後、周期50分、最大振幅15cmぐらいの波が観測された。内浦では最大振幅30cm位であったが、被害はなかった。 |
| 東南海道大地震 | 昭和19年12月7日 13時35分 | <ul style="list-style-type: none"> 熊野灘海岸では波高10mに達したところもあるが、県では下田町柿崎で、地震後30分くらいで2.5mの津波がおしよせた。清水では30cmの退水を観測し、榛原郡相良港では波高2mぐらいであった。御前崎町遠州灘海岸でも波高2m位と推定された。 このため、沿岸で浸水、船舶の沈没、流失多数を生じた。 |
| カムチャッカ半島沖地震 | 昭和27年11月5日 02時01分 | <ul style="list-style-type: none"> 下田港付近では5日8時40分から津波がはじまり、推定波高1.5mに達した。石廊崎付近でも1.2mを観測した。内浦では振幅30～40cmを記録し、清水港でも数回津波が来襲したが、全般に被害はなかった。 |
| 房総半島沖地震 | 昭和28年11月26日 02時48分 | <ul style="list-style-type: none"> 伊東では地震後18分で振幅14cmの津波がおしよせた。石廊崎で60cm、内浦で13cm、清水で21cmが観測されたが被害はなかった。 |
| チリ沖地震 | 昭和35年5月23日 04時11分 | <ul style="list-style-type: none"> 大規模な地震で、津波は太平洋全域に達し、県下でも地震を感じてから22時間位して津波がおしよせた。伊東では24日2時35分に現われはじめ、最大振幅140cmであった。内浦214cm、清水217cm、御前崎380cm、舞阪79cmが観測された。 このため、県下の床下浸水196戸を数え、清水においては、流木や養殖真珠に損害があった。 |
| チリ中部沿岸で発生した地震 | 平成22年2月27日 15時34分頃 | <ul style="list-style-type: none"> マグニチュード8.8の巨大地震で、津波は太平洋全域に達し、県下では地震発生から23時間位して津波がおしよせた。伊東では28日14時25分頃に現れはじめ、最大波高18cmであった。下田港43cm、内浦32cm、清水21cm、御前崎54cm、舞阪20cmが観測された。 これにより、下田市で住家8棟が床下浸水した。 |
| 東北地方太平洋沖地震 | 平成23年3月11日 14時46分頃 | <ul style="list-style-type: none"> 三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震で、東北地方の沿岸では15m以上の大津波が押し寄せ、岩手・宮城・福島県の沿岸部に壊滅的な被害を与えた。 県下では、11日16時8分に津波警報（大津波）が発表され、御前崎で最大波高144cm、沼津市内浦で134cm、清水93cm、南伊豆町石廊崎で71cm、舞阪73cm、焼津83cmを観測し、下田市では住家7棟・店舗6棟が浸水した。また、伊豆や浜名地域で小型漁船数隻が転覆・水没した。 |

資料：吉田町地域防災計画（2021年（令和3年）3月）

伊豆の東海岸では、相模湾や房総沖の地震による津波を受けやすく、遠州灘や駿河湾では、遠州沖や紀伊半島沖合の地震による津波が大きく、津波の周期や大きさによっても異なるが、下田と御前崎付近では特に高くなるようである。

(2) 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1、レベル2の地震・津波

駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1、レベル2の地震・津波の強震断層モデル・津波断層モデルについては下記のとおりである。

■強震断層モデル・津波断層モデル

| 区分 | 想定対象地震 | 強震断層モデル |
|------------|---|--|
| | | 津波断層モデル |
| レベル1の地震・津波 | 東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 (マグニチュード8.0~8.7) | 内閣府(2012)南海トラフ巨大地震 ・基本ケース(※) |
| | | 中央防災会議(2003) ・東海地震モデル ・東海・東南海地震モデル ・東海・東南海・南海地震モデル(※) |
| レベル2の地震・津波 | 南海トラフ巨大地震 (マグニチュード9程度) | 内閣府(2012)南海トラフ巨大地震モデル ・基本ケース ・陸側ケース ・東側ケース |
| | | 内閣府(2012)南海トラフ巨大地震モデル ・ケース① ・ケース⑥ ・ケース⑧ |

(注)

- ・ケース①：「駿河湾～紀伊半島沖」に「大すべり域+超大すべり域」を設定
- ・ケース⑥：「駿河湾～紀伊半島沖」に「大すべり域+（超大すべり域、分岐断層）」域を設定
- ・ケース⑧：「駿河湾～愛知県東部沖」と「三重県南部沖～徳島県沖」に「大すべり域+超大すべり域」を2箇所設定

※中央防災会議(2003)の強震断層モデルと津波断層モデルについて、国において見直しが進められている。このことについて、今回の第一次報告においては、次のような対応とした。なお、国が新たなモデルを発表した場合は、今後、その内容を確認した上で、必要に応じて被害想定の見直しを行うなどの対応を講じるものとする。

- ・地震動については、本県にとってレベル1の地震とレベル2の地震でその強さに本質的な違いがないと考えられる（東海地震の震源域の破壊により発生する地震動が支配的と考えられる）ことから、内閣府(2012)の南海トラフ巨大地震の基本ケースによる検討結果をレベル1の地震の想定結果とした（なお、地震動の継続時間については、レベル1の地震とレベル2の地震では異なることに留意する必要がある）。
- ・津波については、本県にとってレベル1の津波とレベル2の津波では本質的な違いがあり、当面の対策を進める上でその違いを示す必要があることから、中央防災会議(2003)のモデルを用いて検討した結果をレベル1の津波の想定結果とした。

資料：静岡県第4次地震被害想定（第一次報告）（2013年度(平成25年6月27日)）

3 巨大地震の被害想定

静岡県では、東日本大震災の教訓を生かし、今後の地震・津波対策の基礎資料として活用するため、12年ぶりに被害想定を見直し、「第4次地震被害想定」を策定しました。

想定対象地震

| 区分 | 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震 | 相模トラフ沿いで発生する地震 |
|------------|--|---|
| レベル1の地震・津波 | 東海地震（※） 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 （マグニチュード8.0～8.7） | 大正型関東地震 （マグニチュード8.0～8.2） |
| レベル2の地震・津波 | 南海トラフ巨大地震 （マグニチュード9程度） | 元禄型関東地震 （マグニチュード8.2～8.5） 相模トラフ沿いの最大クラスの地震 （マグニチュード8.7） |

※静岡県では、国において駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波のモデルである2003年中央防災会議モデルの見直しが進められていることを踏まえ、レベル1の地震は南海トラフ巨大地震モデル（2012年内閣府）の基本ケースにより、レベル1の津波は2003年中央防災会議モデルにより検討しました。なお、新モデルが発表された場合は、内容を確認の上、必要に応じて被害想定の見直しなどの対応を講じる予定です。

【参考：第3次地震被害想定の対象地震】

| | |
|----------------|--------------------|
| 東海地震（マグニチュード8） | 神奈川西部の地震（マグニチュード7） |
|----------------|--------------------|

レベル1の地震・津波

発生頻度が比較的高く（駿河・南海トラフでは約100～150年に1回）、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波

レベル2の地震・津波

発生頻度は極めて低いが、発生すれば莫大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波



| 第4次地震被害想定概要 | 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震 | | 相模トラフ沿いで発生する地震 | |
|-------------|----------------------|------------------------|----------------------|-----------------------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル1 | レベル2 |
| マグニチュード | 8.0～8.7 | 9程度 | 8.0～8.2 | 8.2～8.7 |
| 震度7の地域 | 344km ² | 344～732km ² | 33～42km ² | 33～109km ² |
| 最大津波高 | 11m | 33m | 9m | 18m |
| 人的被害（死者数）* | 地震 | 約16,000人 | 約105,000人 | 約3,000人 |
| | うち津波 | 約9,000人 | 約96,000人 | 約2,900人 |

※冬・深夜、早期避難率が低い場合



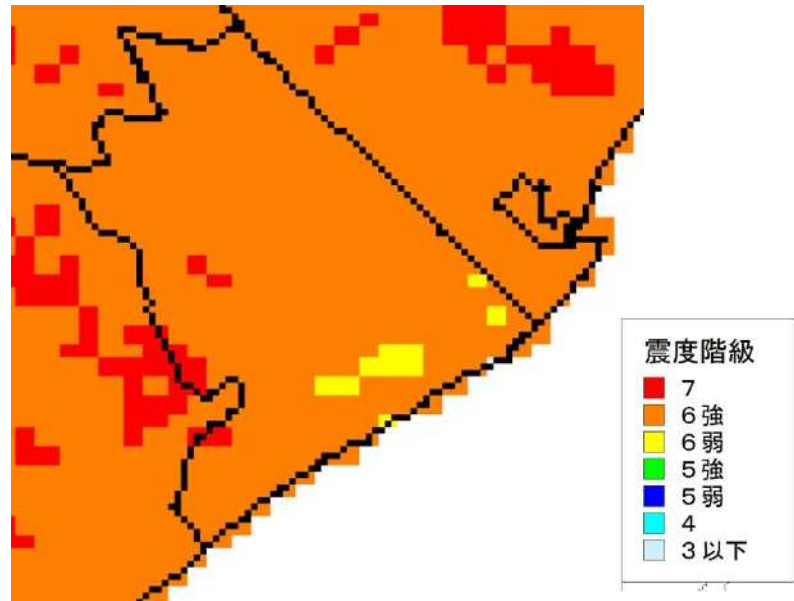
ア 震度分布

「レベル1の地震」では、震度6弱～震度7の揺れが想定されている。駿河トラフ・南海トラフ沿いで海溝型地震が発生した際には、県内全域で大きな地震動が発生し、埋立地の他、海岸線や勾配の緩やかな河川に沿って広がる沖積平野の比較的地盤が軟弱な地域を中心に震度6強～震度7の強く大きな揺れとなる。

一方、「レベル2の地震」でも同様に、震度6弱～震度7が想定されている。

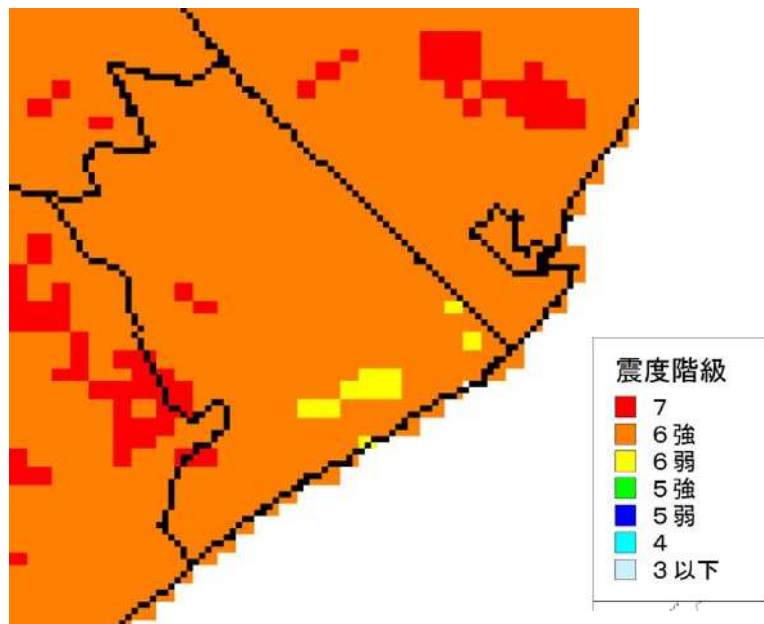
■レベル1の地震での推定震度分布

(東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震)



■レベル2の地震での推定震度分布図

(南海トラフ巨大地震)



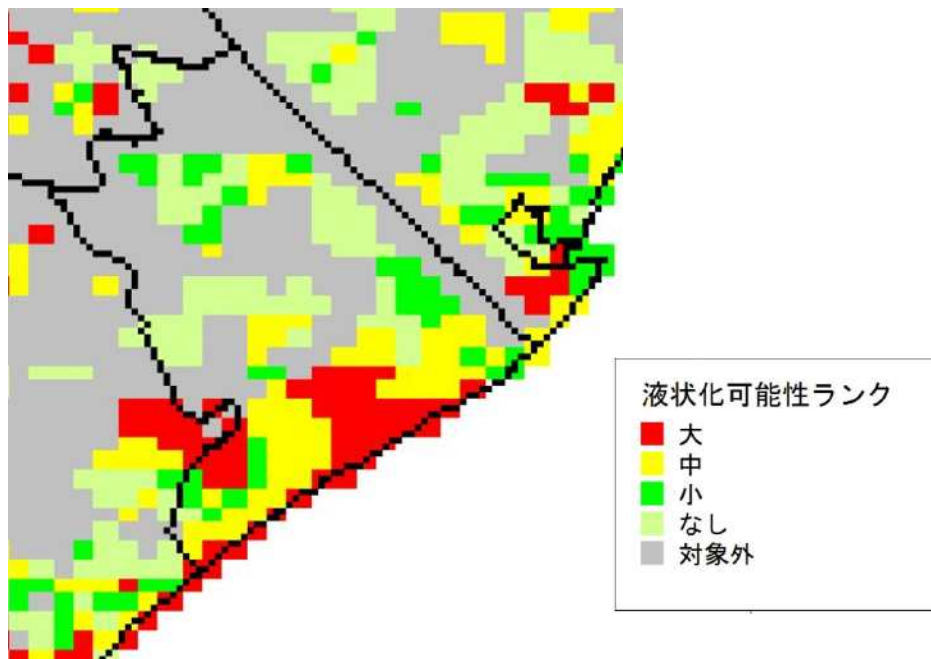
資料：静岡県第4次地震被害想定（第一次報告）（2013年度(平成25年6月27日)）

イ 液状化危険度

駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震による液状化発生の可能性が高い（ランク大ないし中）地域は、基本、陸側、東側のいずれのケースも、県土面積の5%程度であり、ケースによる相違はあまり見られない。

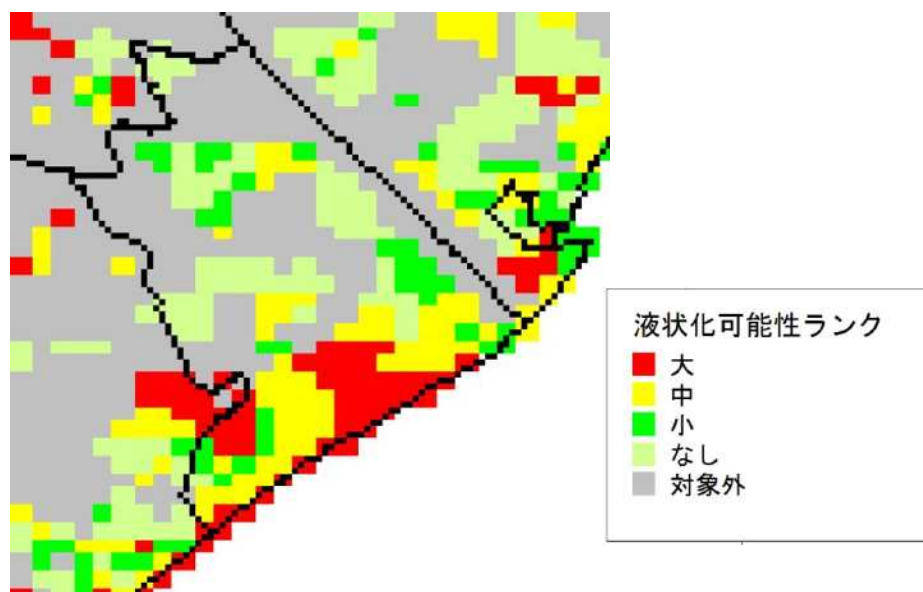
■レベル1の地震での液状化危険度

（東海・東南海・南海地震）



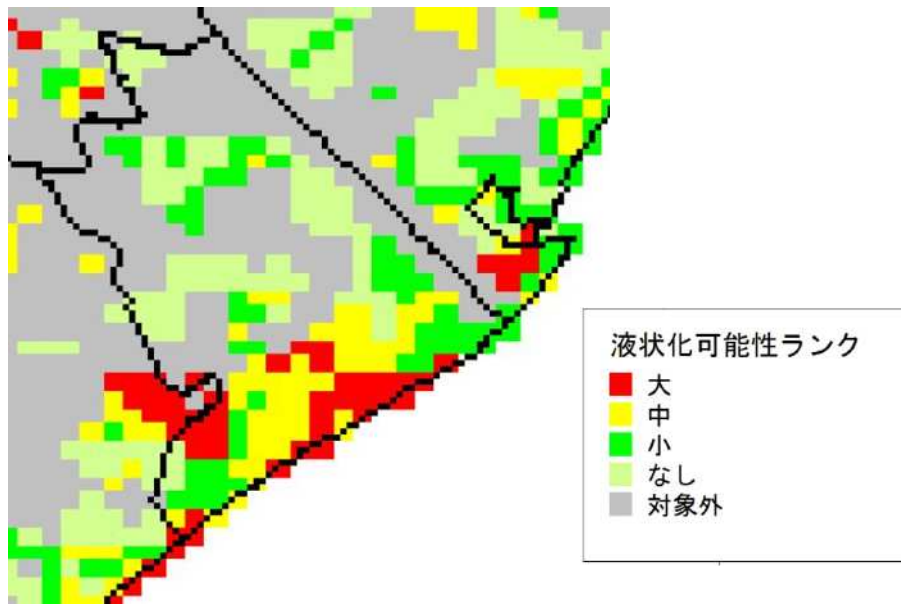
■レベル2の地震での液状化危険度

（南海トラフ巨大地震 基本ケース）

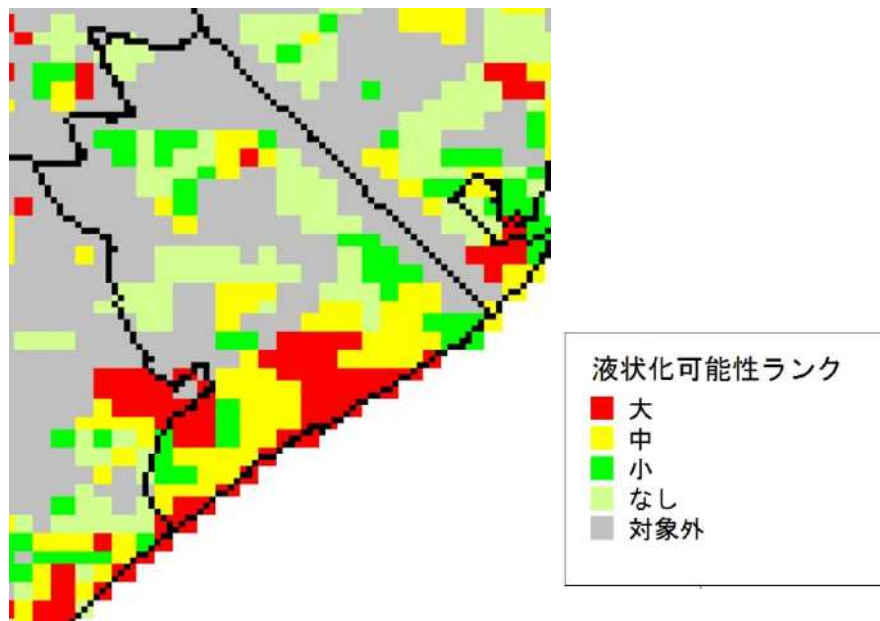


資料：静岡県第4次地震被害想定（第一次報告）（2013年度(平成25年6月27日)）

■レベル2の地震での液状化危険度
(南海トラフ巨大地震 陸側ケース)



■レベル2の地震での液状化危険度
(南海トラフ巨大地震 東側ケース)



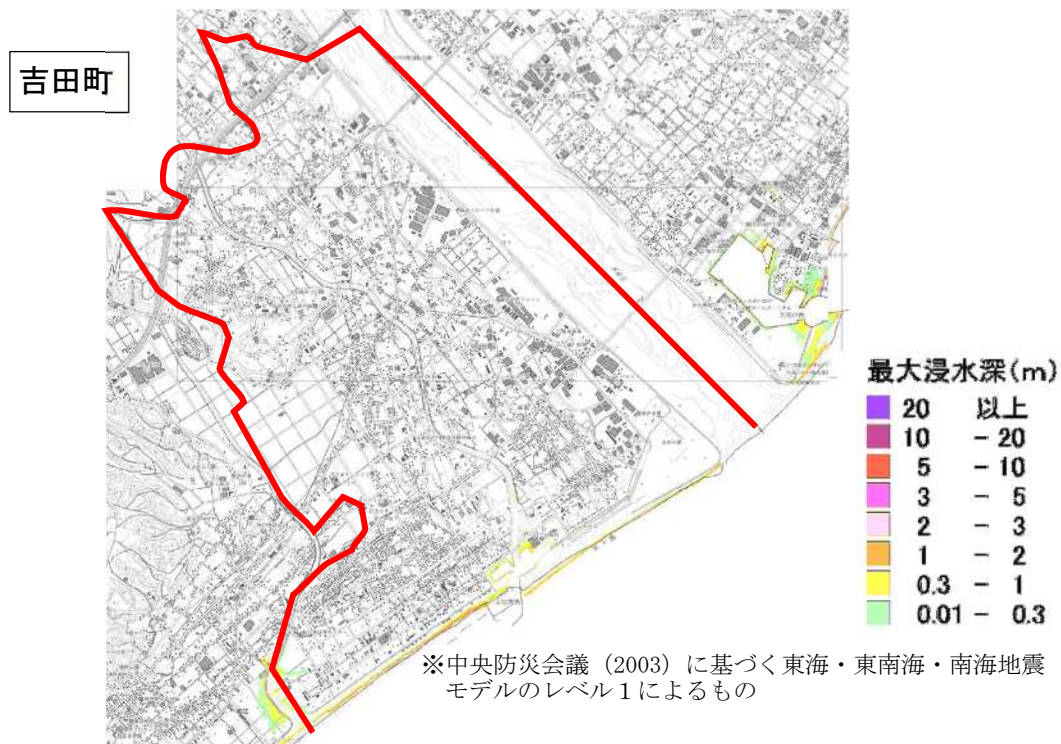
資料：静岡県第4次地震被害想定（第一次報告）（2013年度(平成25年6月27日)）

(3) 津波浸水想定

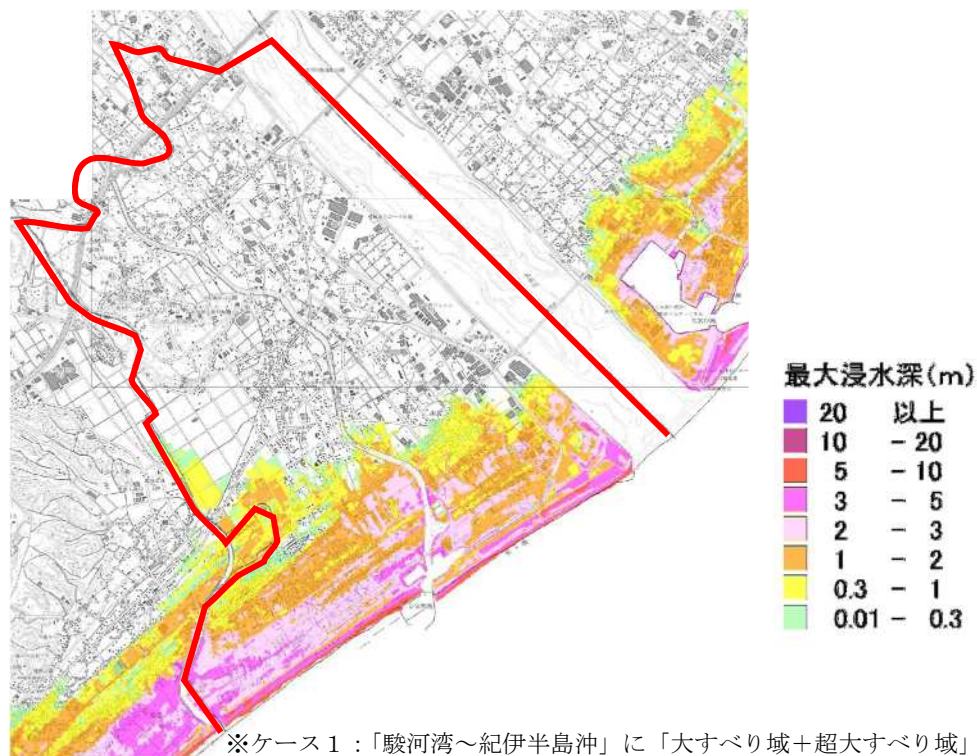
ア 駿河トラフ・南海トラフ津波浸水域図

レベル2では、レベル1に比べ海岸地域において5～10mの浸水がある。

(ア) レベル1 (東海・東南海・南海地震 最大浸水深図※)

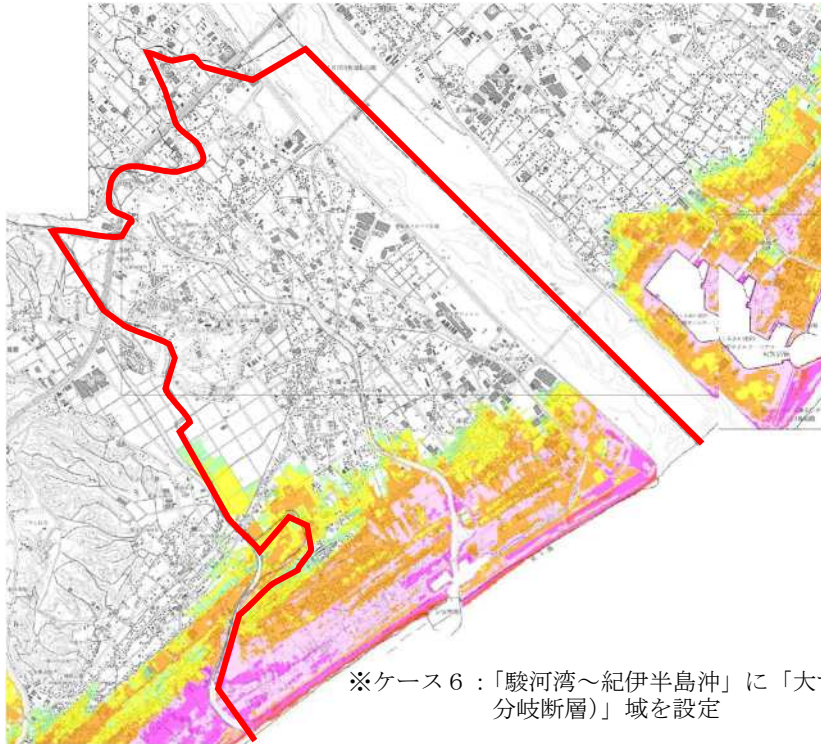


(イ) レベル2 (南海トラフ巨大地震(ケース1※))

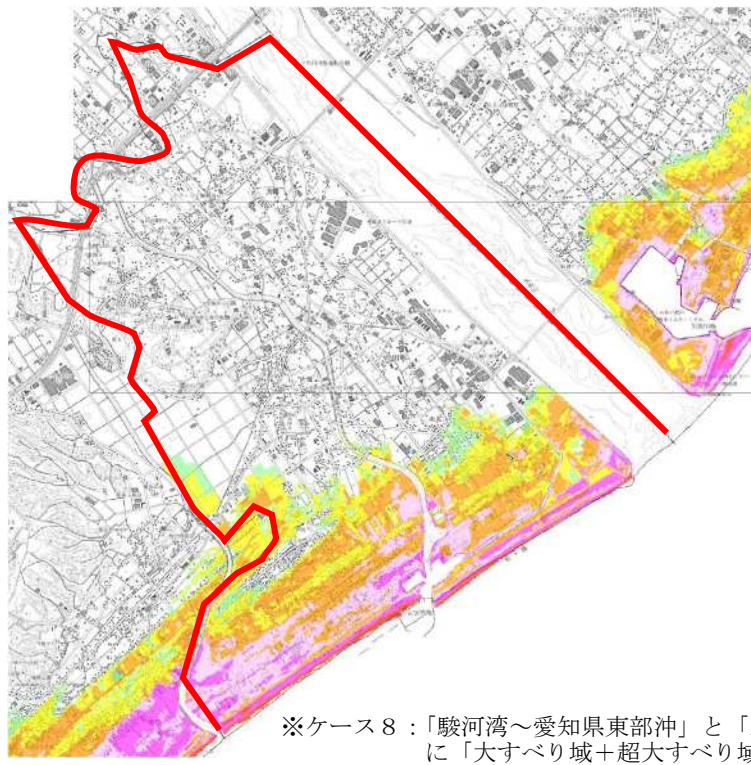


資料: 静岡県第4次地震被害想定(第一次報告)(2013年度(平成25年6月27日))

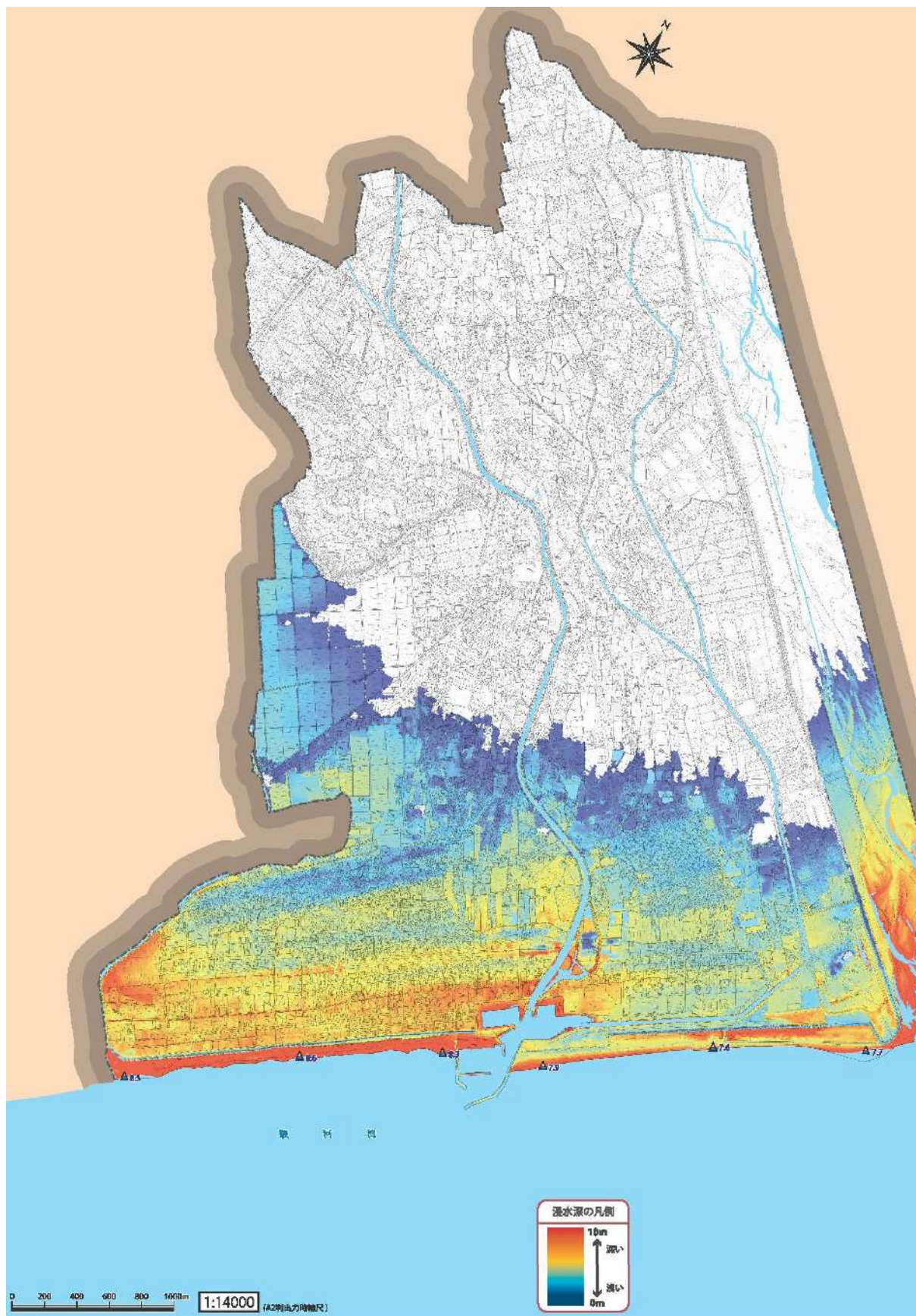
(ウ) レベル2 (南海トラフ巨大地震 (ケース6*))



(エ) レベル2 (南海トラフ巨大地震 (ケース8*))

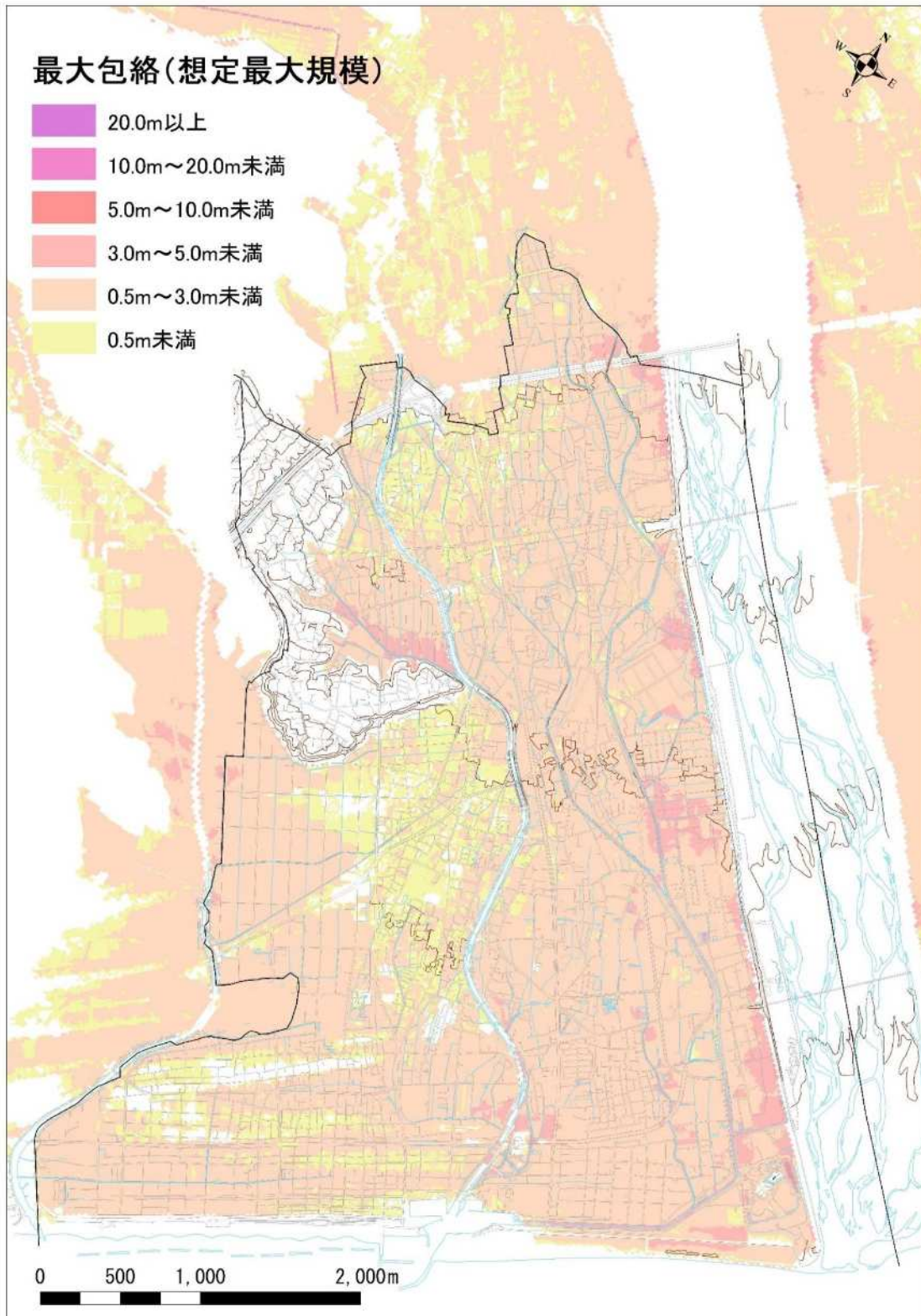


■吉田町津波ハザードマップ -1000年に一度の大津波を想定- (2011年(平成23年)11月作成)



(4) 洪水浸水想定 (想定最大規模)

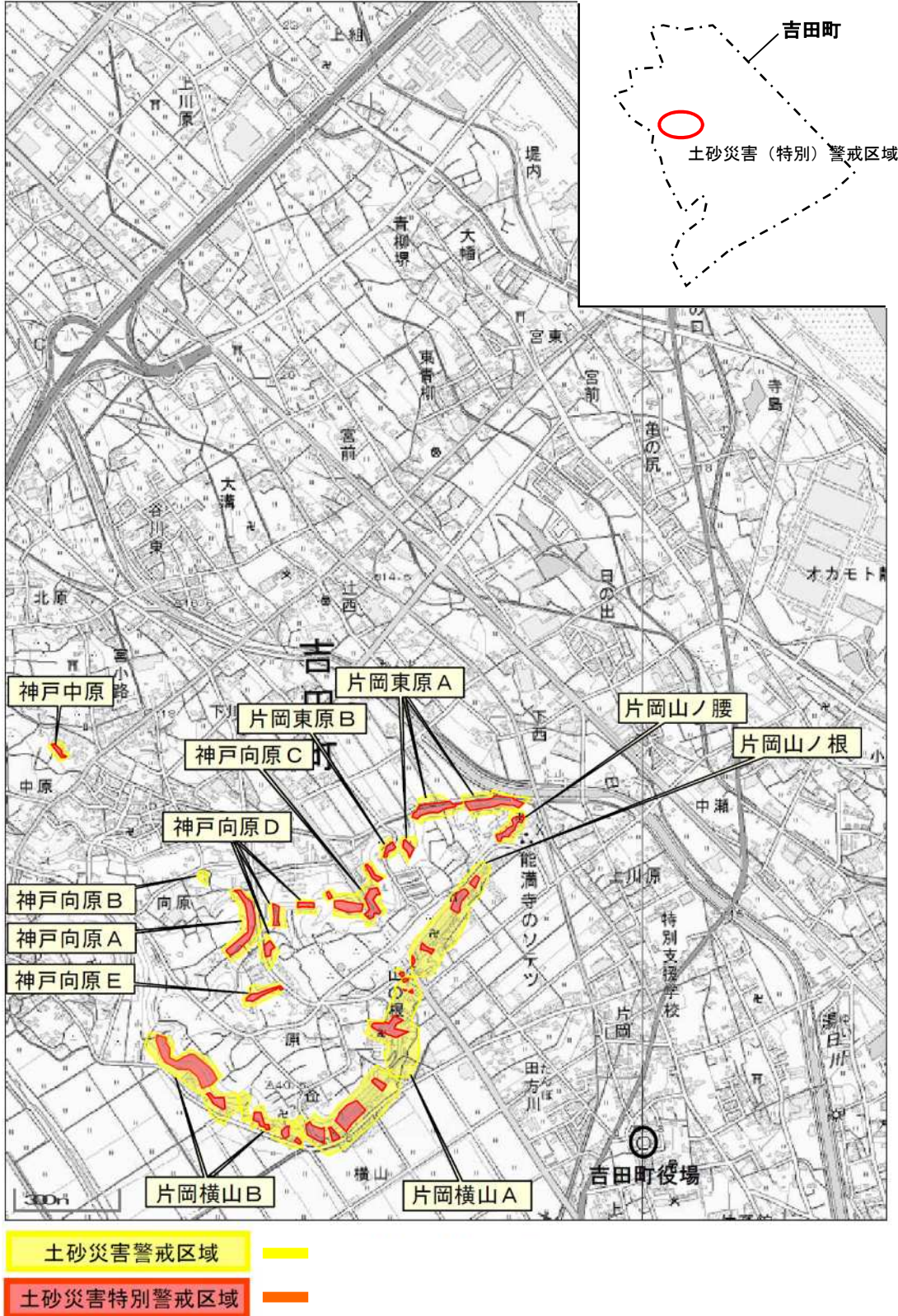
■1000年に一度の大雨を想定した吉田町洪水ハザードマップ (大井川・湯日川・坂口谷川)
(2021年(令和3年)3月作成)



(5) 土砂災害

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）及び土砂災害警戒区域（イエローゾーン）は町の北西部に分布しており、土砂災害のおそれの高いところがある。

■吉田町土砂災害（特別）警戒区域



第3章 吉田町国土強靱化の基本的な考え方

3-1 吉田町国土強靱化の基本目標

国の基本計画や静岡県国土強靱化地域計画に掲げられた基本目標を踏まえ、次の4つを基本目標とする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">I 人命の保護が最大限図られるII 地域及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されるIII 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化IV 迅速な復旧・復興 |
|--|

3-2 吉田町国土強靱化を進める上での留意事項

本町の強靱化の基本目標の達成に向け、国の基本計画に掲げる基本的な方針を踏まえつつ、特に以下の事項に留意しながら取り組むこととする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">➤ 本町の強靱化の支障となる原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から検証し、取組を推進➤ 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取組を推進➤ ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進➤ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効活用される取組となるように工夫➤ 地域における強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境の整備➤ 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等への配慮 |
|--|